

「里親さん」って知ってる？

いろんな理由でお家を離れて暮らす子と一緒に生活する大人。それが「里親さん」。

実は稲城市でも暮らしているんだよ！

稲城市の小中学校のみんな～！

稲城市PRサポーター 読売ジャイアンツ(女子) 村川祐月(むらかわゆづき)選手

稲城市PRサポーター 読売ジャイアンツ 石塚裕惺(いしづかゆうせい)選手

子どもみんなが安心して過ごせる毎日が大切！

いろんなお家のカタチがあつていい。みんなも、そんな毎日と一緒に応援してほしいな。

稲城市PRサポーター 読売ジャイアンツ(女子) 中村柚葉(なかもらゆずは)選手

稲城市PRサポーター 読売ジャイアンツ 浅野翔吾(あさのしょうご)選手

つないでいこう、里親の輪！

東京都には、さまざまな理由で生まれたおうちから離れて暮らす子どもたちが、約4,000人いるんだよ。その子どもたちと一緒に暮らしているのが里親さんっていう人たちなんだ。でもね、まだまだ里親さんのことって知られていないから、学校や病院で困ることがあるんだって。だから、みんなが知ることで、里親さんや子どもたちがもっと住みやすくなるんだよ。里親さんのことを知って、みんなが安心して暮らせる地域をつくろう！

多摩児童相談所フォスティング機関二葉学園
Tel: 042-444-0191 E-mail: tm.fostering@futaba-yuka.or.jp

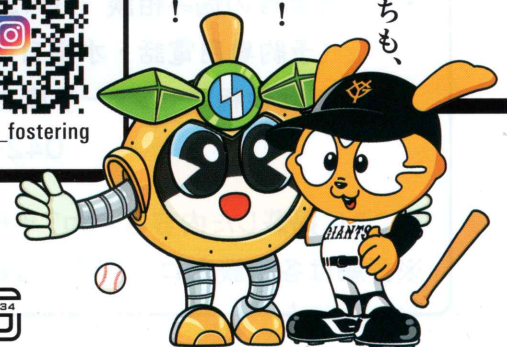
たまふおす 稲城市

もっと知りたい人はこちら



@tama_fostering

このメッセージを
読んでくれた君たちも、
今日から
「応援する仲間」だ！
里親さんのこと、
少しだけ覚えてね！



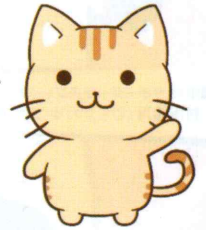
しょうがくせい ちゅうがくせい
小学生・中学生のみなさんへ

このようなことで困っていませんか？ また、困っているお友達はいませんか？

- 両親から暴力を受けている、怒鳴られる、食事をさせてもらえない、家から閉め出される（虐待）
- 両親がいつもケンカをしており、嫌な気持ちが続いている（虐待）
- 家族の世話や介護をいつも行い、大きな負担になっている（ヤングケアラー）

このような場合の相談先を紹介します。一人で悩まずに、まずは相談してみてね。

- 学校の先生やスクールカウンセラー
- 信頼できる大人のひと
- 子ども家庭支援センター（042-378-6366）
- 児童相談所（189）
- 警察（110）や交番 【命の危険を感じる場合】
- 『親子のための相談LINE』



保護者の方へ

子育てに関する相談窓口のご紹介

- 子どものこと、子育てのこと
 - ・ 子ども家庭支援センター 042-378-6366
 - ・ よいこに電話相談（東京都） 03-3366-4152
 - ・ 『親子のための相談 LINE』（こども家庭庁）
- 友だちと上手く関われないこと、学校に行きたがらないこと、発達の遅れやかたよりのこと
 - ・ 教育相談室（ふれんど平尾） 042-331-6686
 - ・ 教育相談室分室（大丸） 042-378-2110
- 発達の遅れやかたよりのこと
 - ・ レスポーいなぎ平尾 042-331-8794
 - ・ レスポーいなぎ大丸 042-401-5138
- 夫婦関係やパートナーからの暴力（DV）のこと
 - ・ いなぎ女性の悩み相談 042-378-2286
（予約専用電話・水曜日は男性も相談可）
 - ・ 東京都女性相談センター多摩支所
042-522-4232



クールダウンする方法

イライラすることは誰でもあることですが、時間や心に余裕が無いと、ちょっとした出来事をきっかけにイライラが爆発してしまうことがあります。

そうならないために、イライラした場合にクールダウンする方法をいくつかご紹介します。

- 深呼吸する
- ゆっくりと6秒（怒りのピークが収まるまで）数える
- その場から離れる
- 水を飲む
- イライラの理由とレベル（0点～10点）を書き出す
- 尊敬する人物ならどう対応するかイメージする

また、普段からストレスを溜めないように

- 睡眠をしっかりとる
- 整理整頓をする（物を探す行為はストレスになる）
- 適度に運動する
- 自分の居場所を複数作って気分転換（家庭以外にカフェ・趣味の集まり・職場など）もお勧めです。

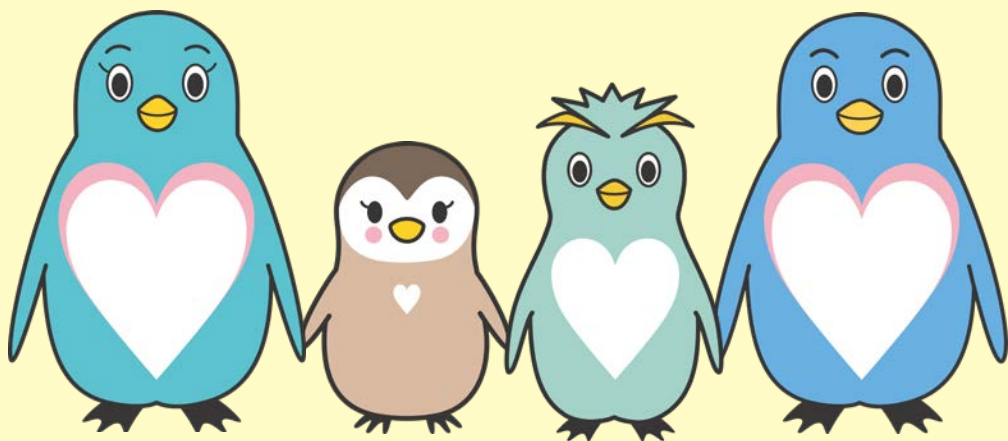
※ここに掲載した内容は令和7年6月時点のものです。
※詳細は各相談窓口へお問い合わせください。



担当 稲城市子ども家庭支援センター
042-378-6366

家庭を必要としている 子供がいます

～東京都の里親制度について～



東京都里親制度普及啓発キャラクター
「さとぺん・ファミリー」

目 次

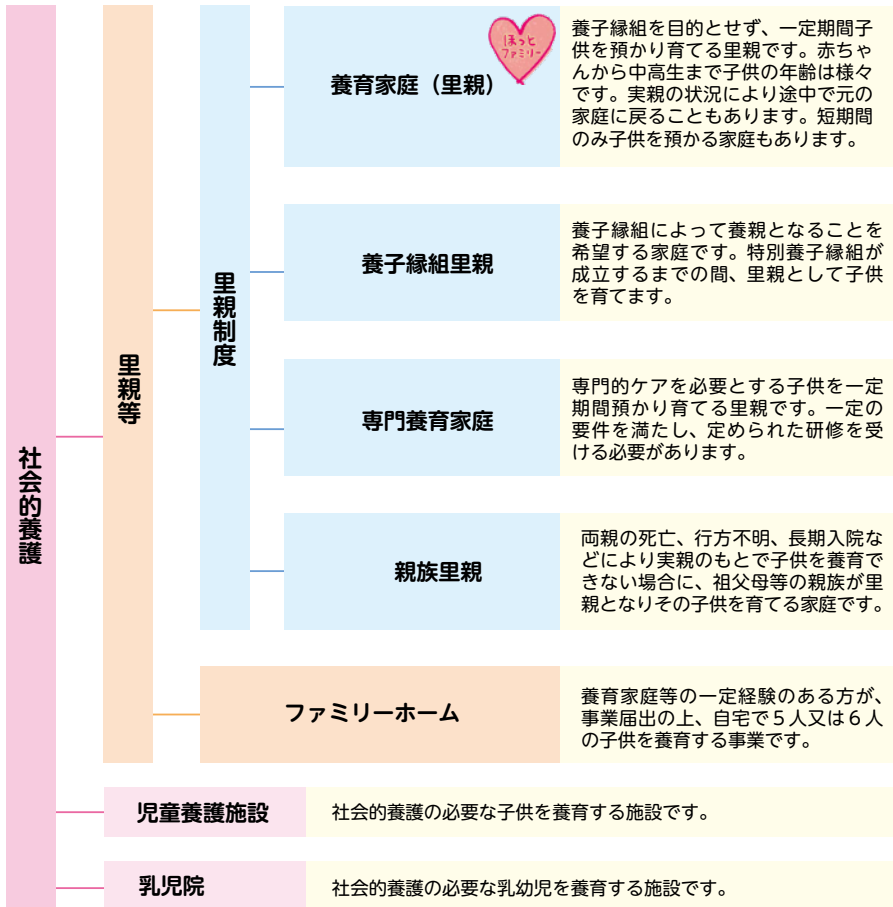
目次	1
社会的養護について	2
里親になるには	3
里親の申請から登録までの手続の流れ	4
子供の紹介から委託まで	5
子供が委託されている間の手続等	7
委託された子供の養育	8
関係機関による支援	9
東京都里親認定基準	10
里親が行う養育に関する最低基準（概要）	12
児童相談所とは	15
児童相談所の援助内容	16
里親、元委託児童からの声	17
問合せ先	18



社会的養護について

子供の養育については、家庭における養育が最優先されます。児童相談所は、子供が家庭において健やかに養育されるよう、実親や親族を支援します。

一方で、親の虐待や病気等の理由により親元で暮らすことのできない子供が都内に約4,000人います。こうした子供については、里親やファミリーホーム、児童養護施設、乳児院等で養育を行います。こうした仕組みを「社会的養護」といいます。



児童養護施設や乳児院にいる子供に夏休みや週末等を利用して家庭生活を体験させる「フレンドホーム」という制度もあります。「フレンドホーム」のお申込みは、各児童養護施設や乳児院に直接ご連絡ください。

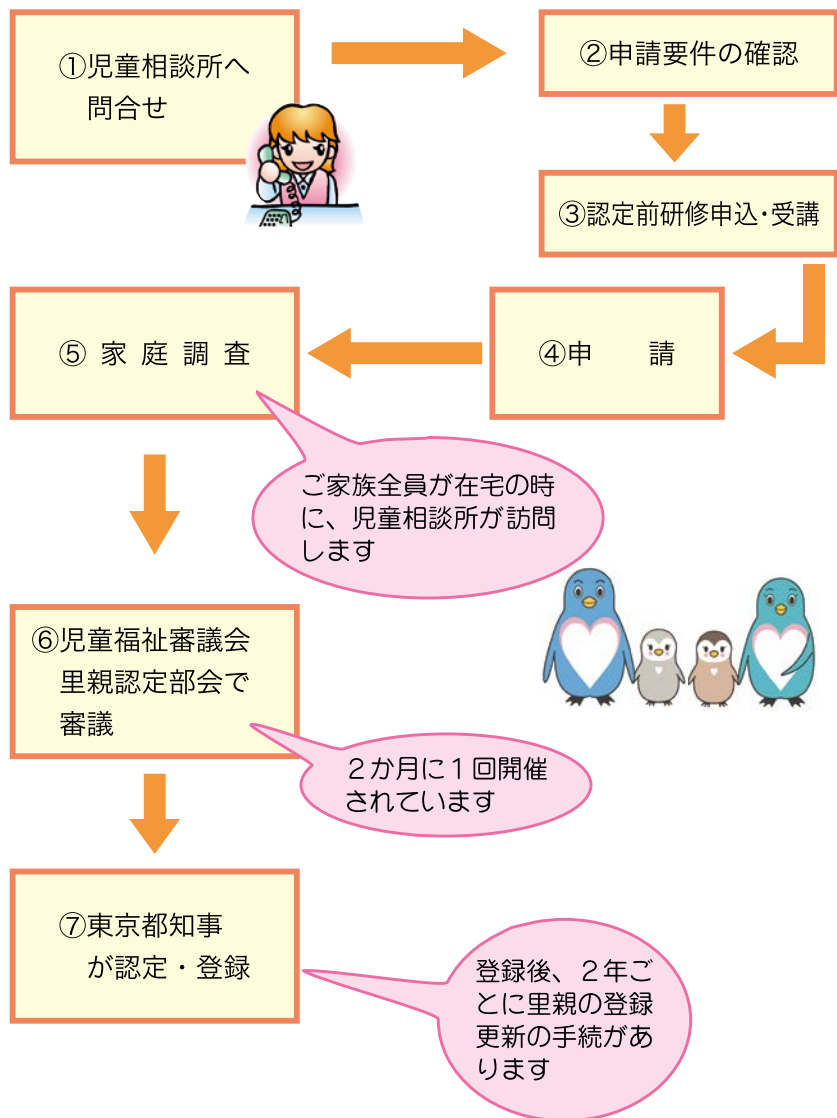
里親になるには・・・

*お申込みの条件は・・・

- 都内在住の夫婦（※）で健康な方。（養子縁組里親については婚姻している夫婦による家庭であることが、認定要件になります。）
※事実婚や同性パートナーであっても、同居状態の安定性、継続性を考慮のうえ配偶者とみなすことができる場合があります。
- 配偶者がいない場合は、児童を適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、里親（申込者本人）の養育支援者として関わることでできる 20 歳以上の親族等がいること。（児童を適切に養育できると認められる特段の事情がある場合は除く。）
- 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入が生活保護基準を上回っていること。（養育家庭（親族）及び親族里親を除く。）
- 申込者の住居が、家族の構成に応じた適切な環境であること。
- 申込者と起居を共にする者が、児童の受託について、十分な理解を有していること。
- 申込みの動機が児童の最善の福祉を目的としていること。
※詳しくは、「東京都里親認定基準」（P 10）をご覧ください。児童相談所等の関係機関が里親の申込みから、児童の紹介・養育の相談などについて支援をします。
- ご家庭は、「里親が行う養育に関する最低基準」を守って児童の養育にあたってください。
※詳しくは「里親が行う養育に関する最低基準（概要）」（P 12）をご覧ください。



里親の申請から登録までの手続の流れ



※ 1 認定要件を満たさなくなった場合や都外又は都内児童相談所設置区に転出した場合には、認定が取消しとなります。

※ 2 里親になった後も、登録後や登録更新時、子供を受託したときなど、受講していただく研修があります。

子供の紹介から委託まで

①～③については養育家庭（里親）、養子縁組里親共通

①候補児童・ 候補家庭の選定

- 候補児童にあった候補家庭を児童相談所が選定します。
- 里親に対しては、児童相談所からまず電話で子供を紹介します。



②引き合わせ

- 担当の児童福祉司が子供の状況を説明します。
- 子供が生活している場所で児童相談所の立会いの下、面会をします。



③交流・委託

- 数か月程度の交流期間を経て、外出、外泊を重ね子供との関係を築いていきます。
- 長期外泊交流中に、児童相談所が訪問し、里親の意思や子供の状況をもとに総合的に判断し、委託の可否を決定します。
- 交流中の費用は定額で補助されます。



【特別養子縁組制度とは】（養子縁組里親を対象とした制度）

15歳未満の子供の福祉を最優先にした養子縁組制度で、家庭裁判所の審判で成立します。

※やむを得ない事由がある場合には、18歳になるまでの子供も対象になります。

- 家庭裁判所の申立てには、子供の委託を受けてから、半年程度の試験養育期間が必要になります。この間は、児童福祉法の規定による里親委託措置となりますので、子供の養育やその他の手続等について「里親が行う養育に関する最低基準」（P12）を守っていただくことになります。
- 特別養子縁組後の戸籍の父母欄には、養親だけが記載され、養子は嫡出子と同じように「長男」「長女」と記載されます。ただし書には「民法817条の2による審判確定」と表記されます。
- 離縁はできません。養子縁組後、養親の都合で養子縁組を一方的に解消することはできません。

養育家庭（里親）

④委 託 中

- 児童相談所がご家庭を定期的に訪問します。
- 養育に当たっては、児童相談所が養育家庭（里親）等と相談し作成する子供の「自立支援計画」に沿って養育し、「養育状況報告書」を児童相談所に提出していただきます。
- 委託中は養育費（子供の生活費等と里親手当）が支払われます。
- 子供の委託は2年ごとに見直し、子供の養育上の必要に応じて更新します。

⑤措置解除

- 「家庭引き取り」「満年齢解除」等の理由により委託措置解除されます。

養子縁組里親

④委託中

- 児童相談所がご家庭を定期的に訪問します。
- 委託中は養育費（子供の生活費等）が支払われます。

⑤家庭裁判所への申立て

特別養子適格の確認の審判と特別養子縁組成立の審判について、里親が申立てを行います。（特別養子適格の確認の審判については、児童相談所長が申し立てることもあります。）

⑥家庭裁判所による調査 （実親・里親双方）

- 半年以上の試験養育期間の状況を基に養親としての適格性などを調査します。

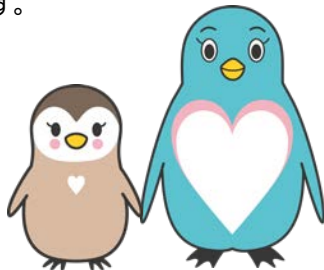
⑦特別養子縁組の審判確定・措置解除

- 審判確定日の翌日に児童福祉法の里親委託が措置解除になります。

【新生児委託について】（養子縁組里親を対象とした制度）

東京都では、家庭で適切な養育を受けられない新生児（生後28日未満）が生後間もなくから特定の養育者との間に愛着関係を築き、法律上も安定した親子関係を構築して心身ともに健やかに成長していけるよう、養子縁組里親への新生児の委託に取り組んでいます。

新生児の受託を希望する養子縁組里親は、里父母の年齢要件や、別途、複数回の面接、家庭訪問、事前研修に対応していただく必要があります。



子供が委託されている間の手続等

- ★住民票の続柄は「縁故者」になります。
- ★里親の健康保険には加入できませんが、児童相談所が「受診券」を発行しますので、健康保険の範囲では医療費はかかりません。
- ★委託期間中の子供の養育費などは、東京都が基準に基づき支払います。
- ★休息や冠婚葬祭などにより、子供を一時的に養育できないときは、「レスパイト・ケア」を利用することができます。
※子供や里親の状況等をアセスメントの上、児童相談所が利用を決定します。
- ★保育所を利用する際は、事前に児童相談所へご相談ください。
- ★事故があった時は、速やかに児童相談所にご連絡ください。
※子供が第三者に対して与えた損害等に備えて、東京都は「損害賠償責任保険」に加入しています。

その他、育児に関すること、幼稚園等の奨励金の申請、パスポートの取得や小中学校へ里親の姓を使つての通学、都営住宅での同居など、何でも児童相談所にご相談ください！



委託された子供の養育

* 委託当初

子供は、これまでの生活から里親宅での生活への変化に戸惑います。委託当初は、子供も「よい子」でいようとする「みせかけの時期」があり、その後、新しい里親子関係を形成する過程の中で、「退行現象（赤ちゃん返り）」や「試し行動」がみられるなど子育ての苦勞が始まりますが、信頼関係が形成されるにつれて、子供の行動も安定していきます。

* 里親子関係であることを伝える

子供を幼い時期に家庭に迎えて、受託が長期になるような場合は、子供に里親子の関係であることを伝えていく（真実告知）必要があります（養子縁組里親についても同様です。）。「真実告知」は子供の年齢に応じて、子供が理解できる言葉で繰り返し行うことが大切です。成長に応じて、実親の状況等を伝えることが必要になる場面もでてきます。

* 家庭復帰等（養育家庭の場合）

里親委託となった子供は、家庭の状況が改善されれば、実親等のもとに帰ります（ケースによっては、実親交流や家庭復帰できない子供もいます。）。

児童相談所は里親と連携しながら、子供が家庭復帰できるよう、実親等を支援します。子供は里親宅で生活しながら、実親等と交流しますが、交流による子供の心の揺れに寄り添い、子供が感じていることを見つめながら対応することが大切です。何か気になることがあった場合には、児童相談所に報告してください。

また、子供の最善の福祉のため、別の里親宅や施設等へ移ることもあります。



関係機関による支援

* 児童相談所

里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問、子供の委託や委託後の里親への支援、さらに里親同士の交流などを行います。

* 里親支援専門相談員

乳児院や児童養護施設に配置された里親支援専門相談員が、児童相談所等と連携して、児童を委託した里親宅への定期的な訪問により、里親家庭の支援を行っています。

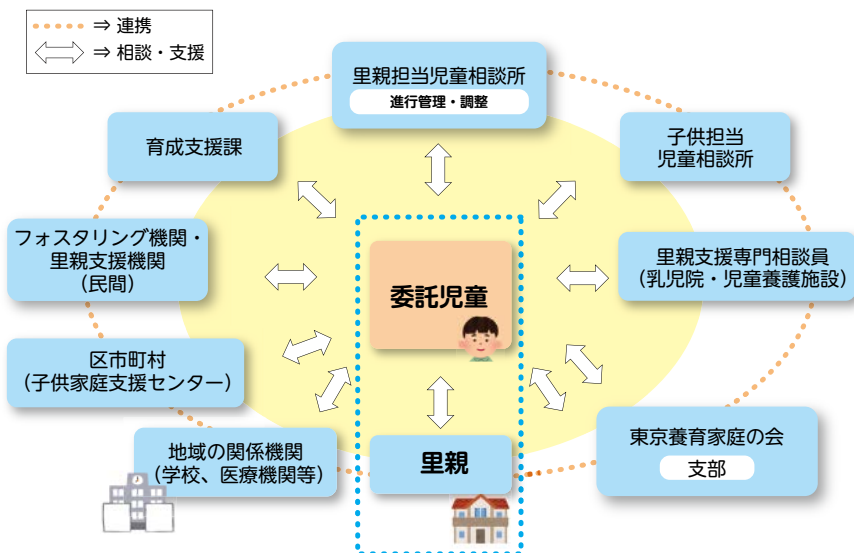
* フォスタリング機関・里親支援機関

民間団体が持つノウハウを活かして里親への子供の委託を一層推進するため、東京都が事業委託した社会福祉法人等が、里親サロンの実施、里親の普及啓発、里親のトレーニングやカウンセリング、子供の自立支援、未委託家庭の訪問支援等を行っています。

* NPO 法人東京養育家庭の会

東京都の養育家庭とその関係者で運営する NPO 法人です。東京都では、里親に対する研修や養育家庭（里親）の交流会などの事業を、東京養育家庭の会に委託しています。

東京都の里親制度におけるチーム養育体制について



東京都里親認定基準

* 里親申込者の基本要件

- (1) 東京都内（児童相談所を設置する特別区の区域を除く。）に居住していること。
- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- (4) 里親制度が社会的養護であることを理解し、「里親が行う養育に関する最低基準」（平成 14 年厚生労働省令第 116 号）を遵守するとともに、児童相談所等関係機関と協議すること。
- (5) 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。
- (6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他関係法令等が適用になること。
- (7) 申請者及び申請者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- (8) 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること（養育家庭（親族）、親族里親は除く。）。
- (9) 東京都が実施する認定前研修の課程を修了していること。

* 家庭及び構成員の状況

- (1) 家庭生活が円満に営まれていること。
- (2) 申請者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。
- (3) 申請者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で、申請者が特別に対応しなければならない者がいないこと。

養育家庭（里親）の場合

- (4) 申請者は、配偶者がいない場合には、児童を適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、里親の養育支援者として児童の養育に関わることができる、20 歳以上の親族等がいること。ただし、養育支援者がいない場合であっても、児童を適切に養育できると認められる特段の事情があるときはこの限りではない。（養育家庭（親族）は除く。）

養子縁組里親の場合

- (4) 申請者は原則として 25 歳以上であり、婚姻していること。ただし、夫婦の一方が 25 歳に達していない場合は、その達していない者は 20 歳に達していること。

* 家庭家屋及び居住地の状況

申請者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。

* 受託動機

(1) 申請の動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。

養育家庭（里親）の場合

(2) 委託児童との養子縁組を目的としないものであること。

養子縁組里親の場合

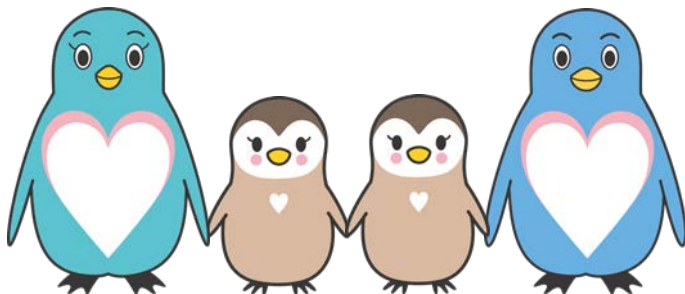
(2) 委託児童との養子縁組を目的とするものであること。

※ 児童の親族が当該児童の里親になる場合もあります。その場合は、上記基準と異なる部分がありますので、児童相談所へご相談ください。

～養子縁組里親を希望される方へ～

東京都では、令和2年3月に「東京都社会的養育推進計画」を策定し、里親委託の推進等に取り組んでいます。その取組の一つとして、養子縁組里親を希望される方が、養子縁組を必要とする児童とのマッチングを待つ間、養育家庭として短期間の児童の養育を担っていただく仕組みを導入しました。

養子縁組里親と養育家庭では、求められる役割や委託される児童の状況が異なりますので、ご夫婦でよくご検討いただいたうえで、趣旨に賛同される場合には、児童相談所へお申し出ください。



里親が行う養育に関する最低基準（概要）

*趣旨

里親に委託された児童（以下「委託児童」という。）について里親が行う養育についての最低基準（以下「最低基準」という。）はこの省令の定めるところによること。

*最低基準の向上

- (1) 都知事は、東京都児童福祉審議会の意見を聴き、里親に対し、最低基準を超えて、当該里親が行う養育の内容を向上させるよう、指導又は助言をすることができること。
- (2) 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

*最低基準と里親

里親は、最低基準を超えて、常にその行う養育の内容を向上させるように努めなければならないこと。

*里親が行う養育の一般原則

- (1) 里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行わなければならないこと。
- (2) 里親は、養育を効果的に行うために、東京都が行う研修を受け、その資質の向上に努めなければならないこと。

*児童を平等に養育する原則

里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならないこと。

*虐待等の禁止

里親は、委託児童に対し、児童虐待その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

* 教育

里親は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。

* 健康管理等

- (1) 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないこと。
- (2) 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならないこと。

* 衛生管理

里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。

* 給付金として支払を受けた金銭の管理

里親は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「委託児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

* 自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長が当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならないこと。

* 秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

* 記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかななければならないこと。

* 苦情等への対応

- (1) 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないこと。
- (2) 里親は、その行った養育に関し、都知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。

* 知事への報告

- (1) 里親は、知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならないこと。
 - 一 委託児童の心身の状況
 - 二 委託児童に対する養育の状況
 - 三 その他知事が必要と認める事項
- (2) 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都知事に届け出なければならないこと。
- (3) 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難となったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都知事に報告しなければならないこと。

* 関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。

* 養育する委託児童の年齢

- (1) 里親が養育する委託児童は、18歳未満の者とする。
- (2) 都知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、満20歳に達する日までの間、養育を継続することができる。

* 養育する委託児童の人数の限度

養育家庭が同時に養育する委託児童の人数とそれ以外の児童の人数の合計は、6人（委託児童については4人）を超えることができないこと。

* 再委託の制限

里親は、次の場合を除き、委託児童を他の者に委託してはならないこと。

- (1) 都知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。
- (2) (1)のほか、特にやむを得ない事情があると都知事が認めるとき。

児童相談所とは

児童相談所とは、児童福祉法に基づいて設置され、原則 18 歳未満の子供に関する相談に応じるとともに、里親に関する相談、申請の窓口にもなっています。

*専門のスタッフがいます

児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談・サービスにあたります。

*このような相談に応じています

養護相談

保護者の病気や死亡などの事情で子供が家庭で生活できなくなったとき。
虐待など、子供の人権にかかわる問題があるとき。



育成相談

わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配なとき。



障害相談

知的発達の遅れ、ことばの遅れ、肢体不自由などがあるとき。
愛の手帳(療育手帳)を取得したいとき。



非行相談

家出、盗み、乱暴、薬物の習慣などがあるとき。



里親に関する相談

里親として家庭で子供を育てたいとき。



児童相談所の援助内容

(1) 助言指導

受け付けた相談に対して、助言、指示、説得、情報提供など適切な方法で援助を行います。他機関の援助が必要な場合、医療、援助、訓練などを受けることができる専門機関をご紹介します。

(2) 継続的な援助

必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います。援助の中で、遊びを通した治療プログラムやカウンセリングなどを、個別またはグループで行うことがあります。

(3) 一時保護

緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察が必要な場合、または短期入所指導を行う必要がある場合に一時保護を行います。

一時保護には、一時保護所への入所と、養育家庭等への一時保護委託があります。

一時保護委託は、子供の年齢や状況により、養育家庭などでの保護が適当な場合等に行います。

(4) 里親制度

様々な事情により家庭で生活することができない子供を里親家庭に迎え、家族の一員として一緒に生活し、養育しています。

(5) 施設への入所

様々な事情により家庭で生活することができない子供を一定の期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設などの児童福祉施設で預かります。

(6) メンタルフレンドの派遣

お兄さん、お姉さんの世代にあたるボランティア（メンタルフレンド）を、家に閉じこもりがちな子供の通所する児童相談所や家庭に派遣し、ふれあいの中でその子供の社会性や自立性を高めていくお手伝いをします。

(7) 愛の手帳の交付

知的障害の子供への援助を図るため、東京都では「愛の手帳」（国は療育手帳）を交付しています。愛の手帳の交付申請は、児童相談所で受け付けています。

「里親になってよかった！」という、たくさんの声があります。

里子を迎え、私たち家族の生活はとても充実しています。人間は自分だけのために生きるよりも、お互いを必要とすることが人生の喜びになると感じています。

養育家庭（里親）になって人生の後半での再度の子育てで、夫婦や息子たちとの絆も深まりました。ご近所からも声をかけていただき、温かく見守っていただいています。実子のときとは違う苦労はありますが、愛情を持って丁寧に接していくことで深い関係を築いていくことができると信じています。一人でも多くの子供たちが家庭で養育されることを祈っています。

大人だけの仕事中心の生活から一変しました。子供を通じて地域のつながりができ、季節行事を楽しみ、食生活もバランスよくなりました。楽しいことばかりではありませんが、里子との喜怒哀楽のある3人の日々には勝るものはない、と出会いに感謝しています。

施設ではどんなに優しい職員でも自分だけを見てくれるわけではなく、自分の気持ちを抑えて過ごしていました。里親は子供の安心のためにとても重要な存在です。そして、仲の良い里親ご夫婦の姿は、自分の未来の家庭像へ大きな影響を与えてくれました。里親が増え、特別な家庭と見られることがなくなって欲しいと思っています。（元委託児童）

「養育家庭（里親）体験発表集」より

問合せ先

お住まいの地域を管轄する児童相談所が担当になります（東京都以外も同様です）。

お住まいの地域	児童相談所名	所在地・電話番号
千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、練馬区、島しょ	児童相談センター	〒 169-0074 新宿区北新宿 4-6-1 ☎ 03(5937)2316
北区	北児童相談所	〒 114-0002 北区王子 6-1-12 ☎ 03(3913)5421
品川区（令和6年9月30日まで）、目黒区、大田区	品川児童相談所	〒 140-0001 品川区北品川 3-7-21 ☎ 03(3474)5442
立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	立川児童相談所	〒 190-0023 立川市柴崎町 2-21-19 ☎ 042(523)1321
杉並区、武蔵野市、三鷹市	杉並児童相談所	〒 167-0052 杉並区南荻窪 4-23-6 ☎ 03(5370)6001
墨田区、江東区	江東児童相談所	〒 135-0051 江東区枝川 3-6-9 ☎ 03(3640)5432
小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	小平児童相談所	〒 187-0002 小平市花小金井 1-31-24 ☎ 042(467)3711
八王子市、町田市、日野市	八王子児童相談所	〒 193-0931 八王子市台町 3-17-30 ☎ 042(624)1141
足立区	足立児童相談所 (令和5年4月24日移転)	〒 123-0845 足立区西新井本町 3-8-4 ☎ 03(3854)1181
多摩市、府中市、調布市、稲城市、狛江市	多摩児童相談所	〒 206-0024 多摩市諏訪 2-6 ☎ 042(372)5600

児童相談所を設置した下記の特別区については、区の児童相談所が該当区を管轄します。

また、今後、品川区が児童相談所を設置する予定です。

児童相談所名	所在地	電話番号	児童相談所名	所在地	電話番号
港区児童相談所	〒 107-0062 港区南青山 5-7-11	03-5962-6505	荒川区子ども家庭総合センター	〒 116-0002 荒川区荒川 1-50-17	03-3802-3765
世田谷区児童相談所	〒 156-0043 世田谷区松原 6-41-7	03-6379-0697	板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）	〒 173-0001 板橋区本町 24-17	03-5944-2374
中野区児童相談所	〒 164-0011 中野区中央 1-41-2	03-5937-3289	葛飾区児童相談所	〒 124-0012 葛飾区立石 2-30-1	03-5698-0303
豊島区児童相談所	〒 171-0051 豊島区長崎 3-6-24	03-6758-7910	江戸川区児童相談所（愛称はあとポート）	〒 132-0021 江戸川区中央 3-4-18	03-5678-1810



東京都里親制度普及啓発キャラクター
「さとぺん・ファミリー」

【キャラクターに込められた思い】

ペンギンは子煩悩な動物で、オスとメス、群れで協力してヒナを守り、子育てをします。ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親制度においても、里親や社会が手を取り合いながら子育てをしていくこと、里親がごく普通のこととして受け入れられるような社会になるようにという願いを込めています。

東京都では令和元年度に里親制度普及啓発キャラクターを作成しました。
キャラクターの名前「さとぺん」については、都民の方々の投票で決定しています。

家庭を必要としている子供がいます ～東京都の里親制度について～

登録番号 5(23) 令和5年10月1日発行
(編集・発行)
東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
(電話) 03-5320-4135
(FAX) 03-5388-1406
(印刷) シンソー印刷株式会社

東京都 里親制度

検索

